

(第一類 第十二号)

第三回國會 水産委員會會議錄 第六号

(110)

昭和二十三年十一月十七日(水曜日)

午前十時四十五分開議

出席委員

委員長 西村 久之君

理事 富永格五郎君 理事 藤原繁太郎君

理事 馬越 晃君 理事 外崎千代吉君

石原 圓吉君 川村善八郎君

仲内 憲治君 夏堀源三郎君

佐竹 新市君 庄司 彦男君

坪井 龜藏君 鈴木 善幸君

出席國務大臣

農林大臣 周東 英雄君

委員外の出席者

専門員 小安 正三君

十一月十六日

名護屋港修築に関する陳情書(佐賀縣東松浦郡名護屋村大字名護屋漁業會長 山崎三郎外十九名)(第二六〇号)

を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件

小委員長及び小委員選任に関する件

國政調査承認要求に関する件

水産業協同組合法案(内閣提出第一五号)

水産業協同組合法の制定に伴う水産業團體の整理等に関する法律案(内閣提出第一六号)

漁業權等臨時措置法案(内閣提出第一七号)

○西村委員長 これより會議を開きます。審査に入ります前にお諮りいたします。

第一類第十二号 水産委員會會議錄 第六号 昭和二十三年十一月十七日

ます。昨日の委員会において御協議いたしました水産金融、水産資材、水産物集荷配給及び魚價に關しまして小委員会を設け調査いたしましたことと相なりましたが、これには議長の國政調査承認を要しますが、委員長においてとりはからうことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○西村委員長 御異議ないようですからさよう決定いたします。

次に小委員、小委員長は委員長より指名するに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○西村委員長 御異議ないものと認めますから、さよう決定いたします。では水産金融小委員会の小委員には、

石原 圓吉君 三好 竹男君

馬越 晃君 外崎千代吉君

加藤 靜雄君 岡田 勢一君

この六名を指名申し上げます。小委員長には石原圓吉君を指名いたします。

次に漁業資材小委員会の委員には

川村善八郎君 鈴木 善幸君

藤原繁太郎君 平井 義一君

宇都宮則綱君 権熊 三郎君

の六名を指名し、小委員長には川村善八郎君を指名することにいたします。

次に魚價に關する小委員会の委員に

夏堀源三郎君 小松 勇次君

大森 玉木君 野上 健次君

仲内 憲治君 庄司 彦男君

この六名を指名することにいたします。小委員長には夏堀源三郎君を指名

することにいたします。

次に水産物集荷配給に關する小委員会の委員には

富永格五郎君 佐竹 新市君

矢後 嘉藏君 坪井 龜藏君

関内 正一君 深津玉一郎君

の六名を指名し、小委員長には富永格五郎君を指名することにいたします。

御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○西村委員長 御異議ないと認めますから、その通りいたします。

次に水産業協同組合法案、水産業協同組合法の制定に伴う水産業團體の整理等に関する法律案及び漁業權等臨時措置法を一括議題として質疑を継続いたします。

農林大臣の御出席がござりますので、昨日農林大臣に対する質問を留保されておりました石原圓吉君にお許しをいたしたいと存じます。

なおこの際お諮りいたします。大臣は再々御出席が困難と思われるから、大臣に対する質問のおありのお方は、この機会に順を追うてお願いいたしますと思ひます。石原圓吉君。

○石原(圓)委員 私の保留してある御質問は幾つもありますが、便宜上三つだけお尋ねをいたしまして、あとは他の委員諸君よりお願いしたいと思ひます。

まず第一はこの法案は、漁業法案と不可分の關係にあるのでありまして、今これを決定することは少し不適当と思ひますのでありますけれども、漁業協同組合の成立は、全國の漁村が待ちかね

ておる問題でありますから、この際多少の不備、不都合はまげて通過をはからなければならぬと考えておるのであります。つきましては、漁業法案が次に制定された場合に、必ずこの法案も不合理な点が多々現われてくると考へるのであります。その場合に、政府においては、自発的にその不備な点を改正するといふ点にやぶさかであつてはならぬと思ひますのであります。その点に對してどういふお考えを持つておられますか。まずその点をお尋ね申し上げます。

○周東國務大臣 お答えをいたしました。ただいまの御意見はまことにごもつともであります。私どもも、できるだけ組合法案と漁業法關係とは一纏に出ることを希望いたしておりました。が、いろいろな事情でこれは漁業法が遅れました。従つてもし將來漁業法の改正にあたりまして、最後案と組合法關係法規の間に矛盾の個所でも出てくることかもしありますならば、これに對してさらに積極的に改正を加えて行くことについては、十分考へて参りましたと思つております。

○石原(圓)委員 次にかりにこの法案はこの際確定されるものと仮定しました。次の漁業法案が一ときも早く出なければならぬ行かないといふことは明らかでありますから、次の通常國會にはぜひともこの漁業法案を出してもらいたい。これに對してここにはつきりとした御方針を承つておきたいのであります。

○周東國務大臣 政府におきましては、大體漁業法に關する成案を得ておられますので、先日もし上げましたように、これを廣く世論に問ひまして、御意見によつてさらに完璧なものにして、次の議會におきましてはぜひこれを提案したいと考へておる次第であります。

○石原(圓)委員 次にこの法案が成立しましたとしても、いわゆる漁村金融の制度が確立しなければ、私はこの法案のみができて、その問題でどういふ漁村の協同組合は完全なる経営發達ができないと思ひますので、私個人としては、この金融の制度とこの法案の制度が同時に制定されるべきものであります。もし金融の制度が遅れるならば、この法案もそれまで遅れたいといふような考へ方をしているわけでありまして、これもなか／＼さういふことは漁村の事情としてできないことではありますから、この法案を通過せしめるための一つの條件という意味で、ぜひこの會期中に漁村金融の確立という政府の確立した案を示されたい、こう考へるのであります。この点をお伺ひいたします。

○周東國務大臣 お話のように今一番問題であり、遅れているものが農漁業金融であります。なかなか漁業金融に對しましては、短期、中期、長期の各金融にわたつて、いずれも確たる制度がないことにつきましては、私ども遺憾に思つてゐるような次第であります。たま／＼協同組合法案が出るわけ

でありましたが、漁業の特殊性にかんがみまして、協同組合法案中にある組合のなし得る自律業務、信用業務というものの一つは行き方でありまして、これに対して大きく資金の融通をしたら、あるいは金融の方法としても、漁獲物担保金融というようなことなども考えられると思いますが、これらのことにつきましては、お話のように、もつとしっかりした漁業金融の体系を考慮したいと私もお願いいたしております。目下事務当局でも研究を進めておられるのであります。幸いいただいま委員長からお話がありましたように、当委員会におきましても漁業金融に関する特別小委員会もできるやに伺いました。ひとつりつばな御案をお立てを願ひまして、政府の考へておられます案を指導、鞭撻いたしまして、できる限りある種の方向をつかみたいと考へてゐる次第であります。

○石原(團)委員 ただいまのお説のうち、新漁業協同組合及びその連合会等が、かりに信用事業が営まれるとしまして、それによつて漁村の金融を円滑にしようというところは、とうてい五年や八年ではできないと思つて、それはそれとして、当面の窮迫している漁村の金融というものは全然間に合はないのであります。別個にここに金融の方法を確立せなければならぬ。たとえば農林漁業金融法案というやうなもの、また漁業手形法案、あるいは農漁組合中央金庫の融通のわく、復金の貸出し、いろいろありますけれども、これらはいずれも漁村に対する金融は不徹底でありまして、たとへば今問題になつてゐる昭和電工の一つの会社へ融通した程度の金が、漁村全体

に融通されておらぬという情勢でありますから、ここに確立した方法を立てなければならぬというので、本委員会にも金融小委員会ができることになつたのであります。これはあくまでも資料等は十分当局より提供され、協力して一日も早くこの案が立つように希望する次第であります。

○周東國務大臣 最後のお尋ねについてお答えいたします。漁村及び漁業の民主化という線に沿つて、協同組合法あるいは漁業法ができて参るのであります。その趣旨はどこまでもありますが、政府等が組合の設立あるいは漁業のやり方について干渉しないで、各漁民、漁村の自治、自由の意思にまかすべきだと私は考へております。従つて協同組合に従来の漁業法等が移りかわる場合におきましても、もとより新時代に目ざめた、しつかりしたよい人が新しく役員等に出ることを望むことはもちろんであります。しかしながら一律に従来の関係しておつた役員等は、よきも悪きも一切これを出さないというやうな指導をすることは間違ひであると思つております。今農漁組合のお話が出ましたが、今日まですでに農漁組合で農村に単位組合のできておるものは二万六千ほどあつたように思いますが、その中の役員員の状態を見ましても、旧來から役員であつた者がやはり相當出ております。二割近くは従來関係した役員が出ておまして、あとは新人だというやうなかつこうになつております。その意味から、りつぱな識見を持ち、ほんとうに民主的に漁村、漁業を指導し、また組合の仕事をして、ほんとうに漁民のために仕事をしてくれる人があれば、これは漁民の自由意思に基づいておそくは選挙されて来るものと私は考へます。政府はどこまでも自由な意思の発露によつて設立され、自由に選出されることによろしかろうと考へております。

○西村委員長 石原君にちよつとお話いたしました。きのうのあなたの農林大臣の答弁を求められる留保の御意見は、本協同組合法案は二案の議了をする前に金融対策の明示を願ひたいという御要求と、漁民大衆の生活安定に不安があるという点を強く主張されたやうでございますが、ただいまの農林大臣のお答で御満足になるのございいますか。

○石原(團)委員 その二つは別に御答弁を願ひたいのであります。○周東國務大臣 先ほども申しましたやうに、漁業金融の問題に關しましては、当委員会において小委員会ができて研究されるやうでありまして、その委員会にわれ／＼の方で研究しているいろ／＼な案を出しまして、御参考にするやうに運びたいと思つております。それから今の漁村、漁民の不安解消の問題というところは、どういふ御質問ですか、私昨日伺つておりませんが、おそくそれは今日における漁業経営上その中心となるべき團體の確立もまだなされてない。しかもその關係からいたしまして、漁民の意思を代表すべき機構が確立しない。従つてまた金融、資材あるいは魚價問題というやうないろ／＼な点について、とかく遅れがちなものである。しかも漁業に必要な資材が漁獲物の價格に比して高いというやうな点についていろ／＼な不安があると思つております。それらの問題につきましては、すみやかに協同組合法を通して中心をつくつて、それが一つの中心母体となりまして、そこに漁業者の意思を代表させ、希望を強く反映さすことにしたいし、また漁業金融につきましては受入れ態勢といふものも、この漁業協同組合が中心となつて考慮していく。またそこには先

ほどお話がありました金融の面は一つの受入れ態勢ができるが、しかしそこには大きな必要資金を流すという面において考えられなければならぬ点があると思ひますが、それらにつきましては小委員会等において案をお示しして御相談をいたしたい、かやうに考へております。その意味におきましても、早くこの協同組合法ができて、漁村の中心母体を確立することが、漁業者の方々の不安を解消する一つの手段ではないかと思つております。いろ／＼その他にもありますやうが、さしあたり大きな問題はそこにある、かやうに考へております。御了承願ひます。

○石原(團)委員 金融の問題は、昨日はまだこの小委員会のことが議に上つておらなかつたのであります。それで政府の方針の明示を求めたのであります。これは小委員会ができたのと同時に、大臣の御説明も、それと協力して確立するべく邁進するという御意思のやうでありますから、この程度に止めて小委員会で論議を重ねたいと思つております。ただ漁民大衆の問題につきましては、漁業協同組合が確立したとしても、よほどそこに不安があるものであります。これは一時永年やつておつた漁業組合が漁業会となり、そして敗戦後今日まで、農漁会はそれぞれ解消がなつたが、漁業協同組合法案はその後一年も遅れて、その間漁業会は非常に苦心をして経営しておるのであります。そしてその苦心の中には、自分らは今後どの方向に向いたらよいのかというこの不安にかられ、またこの月やつてゐる漁業と来月やる漁業とが轉々するので、そういう点から非常に漁業大衆は不安の念にかられておる

見は、本協同組合法案は二案の議了をする前に金融対策の明示を願ひたいという御要求と、漁民大衆の生活安定に不安があるという点を強く主張されたやうでございますが、ただいまの農林大臣のお答で御満足になるのございいますか。

○石原(團)委員 その二つは別に御答弁を願ひたいのであります。○周東國務大臣 先ほども申しましたやうに、漁業金融の問題に關しましては、当委員会において小委員会ができて研究されるやうでありまして、その委員会にわれ／＼の方で研究しているいろ／＼な案を出しまして、御参考にするやうに運びたいと思つております。それから今の漁村、漁民の不安解消の問題というところは、どういふ御質問ですか、私昨日伺つておりませんが、おそくそれは今日における漁業経営上その中心となるべき團體の確立もまだなされてない。しかもその關係からいたしまして、漁民の意思を代表すべき機構が確立しない。従つてまた金融、資材あるいは魚價問題というやうないろ／＼な点について、とかく遅れがちなものである。しかも漁業に必要な資材が漁獲物の價格に比して高いというやうな点についていろ／＼な不安があると思つております。それらの問題につきましては、すみやかに協同組合法を通して中心をつくつて、それが一つの中心母体となりまして、そこに漁業者の意思を代表させ、希望を強く反映さすことにしたいし、また漁業金融につきましては受入れ態勢といふものも、この漁業協同組合が中心となつて考慮していく。またそこには先

ほどお話がありました金融の面は一つの受入れ態勢ができるが、しかしそこには大きな必要資金を流すという面において考えられなければならぬ点があると思ひますが、それらにつきましては小委員会等において案をお示しして御相談をいたしたい、かやうに考へております。その意味におきましても、早くこの協同組合法ができて、漁村の中心母体を確立することが、漁業者の方々の不安を解消する一つの手段ではないかと思つております。いろ／＼その他にもありますやうが、さしあたり大きな問題はそこにある、かやうに考へております。御了承願ひます。

○石原(團)委員 金融の問題は、昨日はまだこの小委員会のことが議に上つておらなかつたのであります。それで政府の方針の明示を求めたのであります。これは小委員会ができたのと同時に、大臣の御説明も、それと協力して確立するべく邁進するという御意思のやうでありますから、この程度に止めて小委員会で論議を重ねたいと思つております。ただ漁民大衆の問題につきましては、漁業協同組合が確立したとしても、よほどそこに不安があるものであります。これは一時永年やつておつた漁業組合が漁業会となり、そして敗戦後今日まで、農漁会はそれぞれ解消がなつたが、漁業協同組合法案はその後一年も遅れて、その間漁業会は非常に苦心をして経営しておるのであります。そしてその苦心の中には、自分らは今後どの方向に向いたらよいのかというこの不安にかられ、またこの月やつてゐる漁業と来月やる漁業とが轉々するので、そういう点から非常に漁業大衆は不安の念にかられておる

○石原(團)委員 ただいまのお説のうち、新漁業協同組合及びその連合会等が、かりに信用事業が営まれるとしまして、それによつて漁村の金融を円滑にしようというところは、とうてい五年や八年ではできないと思つて、それはそれとして、当面の窮迫している漁村の金融というものは全然間に合はないのであります。別個にここに金融の方法を確立せなければならぬ。たとえば農林漁業金融法案というやうなもの、また漁業手形法案、あるいは農漁組合中央金庫の融通のわく、復金の貸出し、いろいろありますけれども、これらはいずれも漁村に対する金融は不徹底でありまして、たとへば今問題になつてゐる昭和電工の一つの会社へ融通した程度の金が、漁村全体

に融通されておらぬという情勢でありますから、ここに確立した方法を立てなければならぬというので、本委員会にも金融小委員会ができることになつたのであります。これはあくまでも資料等は十分当局より提供され、協力して一日も早くこの案が立つように希望する次第であります。

○周東國務大臣 最後のお尋ねについてお答えいたします。漁村及び漁業の民主化という線に沿つて、協同組合法あるいは漁業法ができて参るのであります。その趣旨はどこまでもありますが、政府等が組合の設立あるいは漁業のやり方について干渉しないで、各漁民、漁村の自治、自由の意思にまかすべきだと私は考へております。従つて協同組合に従来の漁業法等が移りかわる場合におきましても、もとより新時代に目ざめた、しつかりしたよい人が新しく役員等に出ることを望むことはもちろんであります。しかしながら一律に従来の関係しておつた役員等は、よきも悪きも一切これを出さないというやうな指導をすることは間違ひであると思つております。今農漁組合のお話が出ましたが、今日まですでに農漁組合で農村に単位組合のできておるものは二万六千ほどあつたように思いますが、その中の役員員の状態を見ましても、旧來から役員であつた者がやはり相當出ております。二割近くは従來関係した役員が出ておまして、あとは新人だというやうなかつこうになつております。その意味から、りつぱな識見を持ち、ほんとうに民主的に漁村、漁業を指導し、また組合の仕事をして、ほんとうに漁民のために仕事をしてくれる人があれば、これは漁民の自由意思に基づいておそくは選挙されて来るものと私は考へます。政府はどこまでも自由な意思の発露によつて設立され、自由に選出されることによろしかろうと考へております。

○西村委員長 石原君にちよつとお話いたしました。きのうのあなたの農林大臣の答弁を求められる留保の御意見は、本協同組合法案は二案の議了をする前に金融対策の明示を願ひたいという御要求と、漁民大衆の生活安定に不安があるという点を強く主張されたやうでございますが、ただいまの農林大臣のお答で御満足になるのございいますか。

○石原(團)委員 その二つは別に御答弁を願ひたいのであります。○周東國務大臣 先ほども申しましたやうに、漁業金融の問題に關しましては、当委員会において小委員会ができて研究されるやうでありまして、その委員会にわれ／＼の方で研究しているいろ／＼な案を出しまして、御参考にするやうに運びたいと思つております。それから今の漁村、漁民の不安解消の問題というところは、どういふ御質問ですか、私昨日伺つておりませんが、おそくそれは今日における漁業経営上その中心となるべき團體の確立もまだなされてない。しかもその關係からいたしまして、漁民の意思を代表すべき機構が確立しない。従つてまた金融、資材あるいは魚價問題というやうないろ／＼な点について、とかく遅れがちなものである。しかも漁業に必要な資材が漁獲物の價格に比して高いというやうな点についていろ／＼な不安があると思つております。それらの問題につきましては、すみやかに協同組合法を通して中心をつくつて、それが一つの中心母体となりまして、そこに漁業者の意思を代表させ、希望を強く反映さすことにしたいし、また漁業金融につきましては受入れ態勢といふものも、この漁業協同組合が中心となつて考慮していく。またそこには先

ほどお話がありました金融の面は一つの受入れ態勢ができるが、しかしそこには大きな必要資金を流すという面において考えられなければならぬ点があると思ひますが、それらにつきましては小委員会等において案をお示しして御相談をいたしたい、かやうに考へております。その意味におきましても、早くこの協同組合法ができて、漁村の中心母体を確立することが、漁業者の方々の不安を解消する一つの手段ではないかと思つております。いろ／＼その他にもありますやうが、さしあたり大きな問題はそこにある、かやうに考へております。御了承願ひます。

のであります。これはいわゆる漁業協同組合が完全にできると同時に、漁業法案がすみやかに引続き制定されて、そして金融方法が確立するということが、それらの問題が具備しなければ、はなはだ不安にたえないのであります。そういう点について今後これがうまく行くとの見られないのであります。この漁業協同組合法案によるとこの経営が、日本の民度と民主主義を徹底的に織り込んだこの組合の機構等において不安の点があるものであります。そういうような点から、大局的に漁業大衆の生活不安を除去して、安定させて行くことに対する政府の方針があれば承つておきたい、こういうのが私のお尋ねする趣旨であります。なお一應お話を願いたいと思います。

○周東國務大臣 ただいまも申し上げましたように、漁業者の経済的な中心母体が確立しなかつたということについては、大きな不安があつたのであります。これは従来いろいろな事情があつて遅れたと思ひますけれども、戦後漁業会はいけな、戦時中の漁業団体であるものは解消して、他のものをつくるということが早く叫ばれ、従つて漁業会というものはいつやめられるかということと実際身が入らぬ、しかもこれが遅れたということに非常な不安があるものでありますから、このたび新内閣ができて早々の短期の間でいかにかということもありましたが、私も母体を早くつくることにして、漁村における不安の一部を解消したいと思つたのであります。同時に、お話のように、その裏には漁村の経営の中心である漁業権問題というものが、今度はどうなるかということについての不安があるものであります。これらについては、政府としてもその点をよくきまして、次の議会に出すという腹をきめてゐるのであります。しかもこれは前内閣の末期でありましたが、そこらのところも考えられたと見えて、おおよそ漁業権の方向というものを輿論に問うために、政府の考へてゐる考え方はこういうふうな行き方になつてゐるというのを新聞に発表せられたものであります。これなどはたしかに一つの行き方であつたとは思つております。そこにおのずから帰属し行くべき方向を示したと思ひます。よつてその線に沿いつつ、輿論に問うて完璧なものとして次の議会にこれを出す。これができれば車の両輪のごとく、一應漁村の態勢が確立されるのではないかと、かように思つております。従つてその間において多少日がかりますので、漁業権等に関する特別な処置を行ひまして、その行われるまでの間に漁業権が切れたり、あるいは新規に免許することによつて漁場が混乱することのないように、あるいは漁業権を担保として貸付けの担保の問題はどういうことになるかというふうなことにつきまして、臨機処置をつけることによつて、漁村における漁業権に関する不安の面を解消しようという形をとつたわけでありまして、ことに金融の問題につきましても、お話のように一番遅れておるのであります。しかしこれは一番むずかしい問題であるがために今日まで遅れたと思ひますが、そこにはおのずから新時代に即する金融のやり方もあると思ひますが、しかしどこまでも受入れ態勢というか、個々の漁業者に

貸すべき機関というものは、相互金融といふものを中心とした協同体を中心にしていく方がよろしいと私は思ふのであります。そのところで漁村だけの必要資金の調達といふことは、獲得は困難であるといふことは、今お話の通りであります。そこに國家といふものがある程度そこに流れるところの資金を、いかなる形で流すかというところが、今後考えなければならぬ一つの大きな点であります。これにつきましても私どもかね／＼不満に思つておりましたことは、戦後各方面が打たれた、ああいう金融上においても困難な事情に陥つたところの産業復興に關して、鉱工業関係においては、今日すでに復金を通じて千三百五十億という政府の予算面の措置があつて、これが金融にまわされた。しかしながら農漁業に關しては、今日まで大体に積極的でない。こういう点にも一つの示唆をもち、今後考えなければならぬ点もあると思ひます。同時にまた今度は金は出ても、比較的不安な相手方に貸すのでありますから、漁業協同組合等が中心になるにしても、そこに貸付の方法と申しますか、貸付条件というか、ここにいろいろ／＼考えるべき点があるだろう。大きなものについては漁船担保金融はすでにあるけれども、しつかりした漁獲を持ちながら、その漁獲物をあつたいは出荷機関等を通じてから出すというふうな一つの態勢を整えれば、そこに漁獲物を担保とした金融も考えられる。これらを考え合せて漁業手形が考えられなければならぬのではないかと、漁業手形と空漢に申しまして、今農業手形に行われておるとき、ある種の確実な担保で、支拂いの見通し

があるものに限り行われておるのであります。農業についてもそれについては狭い、少いという感じを持つのであります。漁業に対する漁業手形につきましても、その漁業手形の裏づけとなるべきものを何にするかということについて、相当考へて行かなければならぬ。これは必ず道があると思ふのであります。そういう面を今後小委員会等で考へていただき、資料も出しまして私どもも考へを述べまして、新しい事態に即する金融の方法を考え出して行くならば、ここに何がしかの漁民に対する将来に対する明るさと申しますか、見通しがつく。かように考へておりますので、今後御一緒に研究をいたして行きたいと思ひます。

○鈴木(善)委員 協同組合法案等三法案に対する農林大臣の提案理由に對し、總括的な質疑を行いたいと思ひます。まず第一点は、組合は漁民あるいは生産加工業者の職能的な協同組織であるということをお説明なさつておるのであります。この職能的協同組織と申すのは、具体的にいかうな性格の内容を持つものであるか、これを言葉をかえて言ひますならば、戦争以前の産業組合的な従前の漁業協同組合を、ここに復活するやうなことを考へておられるのであるかどうか、新しい今後の協同組合のあり方として、生産の協同組合であると同時に、流通の協同組合であり、かつ生活の協同組合でなければならぬという、漁村の切なる要望があるのであります。政府の考へる職能的な協同組織といふものの性格内容を、大臣から伺いたいと思ひます。

○周東國務大臣 職能的な組合であるといふことを申しましたが、その性格はどこまでも漁業者または水産加工業者の相互扶助的な團體の性格を持つと思ひます。戦前における漁業組合とどこが違ふかということでありまして、そこに職能的なといふことを書いたゆゑがあるものであります。従来は漁村における人々は、漁業者のみならず、俸給生活者も、漁村に住んでゐる人すべてが入り得たのであります。今度例正組合員として入るものとしては、例外を除きまして常に漁業を営むもの自体が入るといふことが、この性格を強く職能的に現わしてゐる点であります。従つてそういうところから現われる一つの結果といふものは、おそれる組合における役員というものは、その分の三以上、一定限度以上は常に漁業を営む者でなければならぬ得ないといふところに、強く職能的な色彩が現われておると思ひます。根底を流れる思想は業者の相互扶助的な組合である、かように考えます。

○鈴木(善)委員 組合を漁民にあらざる者の支配からこれを守るといふ建前から、漁民のみの組織にされたといふことは当然のことであると思ふのであります。ただし、政府の事務当局の方から御説明されてゐるところを承りますと、この協同組合が流通過程を主たる対象として、産業組合的な協同組合を考へておられるようにわれわれは感ずるのであります。御承知のように、戦後轉換産業資本等が漁村に進出して参りまして、また金融の逼迫等によります関係から、沿岸の中小独立生産者である勤労漁民が、逐次資金労働者に轉落しつゝあるやうな傾向を持つのであります。これらの中小漁業者に

生産の協同組織を興えるために、今回漁業生産組合というものを法案の中で設けられておるのでありますが、さらに協同組合としても、この生産協同組合としての機能を強力にこの際盛り込んで、その面で生産協同組合としての機能を十分に發揮することが必要である。こう考えるわけでありまして、また今日の漁村の事情から見ますならば、その生活の面におきましても、文化の面におきましても非常に困窮している。この生活を合理化し、科学化し、健全な厚生医療の施設を興えて、文化的な快活な漁村生活を営むのでなければ、生産の拡充も発展も期待できないという観点からいたしまして、この協同組合は、漁民の生活の協同組合でもなければならぬと考えるのであります。こういう観点から、單にこの組合は戦前の産業組合的な、流通過程を對象としたる協同組合でなくて、新しい生産、流通、生活の全面にわたるところの協同組織でなければならぬという観点にわれ／＼は立つのであります。この点に対する大臣の御所見を承りたいと思ふのであります。

○周東國務大臣 御意見まことにごもつともでありまして、私も同感であります。このたび提出されております協同組合法案につきましては、その事業の目的から見まして、單に流通面における協同組織でなくて、組合員の生活面における仕事も、あるいは生産面における仕事も、すべてなし得る状態になつており、さらに進んでは、その福利増進、厚生に関する仕事も、またある意味において組合員の技術、その他組合事業に対する知識の向上というような方面に対する仕事をなし得る

ことになつておりまして、單に漁民の必要とする流通経路においての協同団体というところでなくて、廣くお話のような点を含んでやり得ることになつておることを御了承願ひたい。さらに一歩進んで生産の面につきましては、協同組合の中に別に漁業生産協同組合という形のものでできるようになつておりまして、進んで中小漁民が生産自体に協同的に従事し得る形を、会社組織によらず、協同組合組織によつてやり得る体系を整えたということ、御了承願ひたいと思ひます。

○鈴木(善)委員 次に、この法案の實施によりまして、漁業及び漁村の民主化をはかるということが、一つのねらいのように思ふのであります。しかしながらこの協同組合法案のみをもつてしては、はたして十分に漁業及び漁村の民主化が期待できるかどうか。特に沿岸漁業におきましても、あるいは海洋漁業におきましても、あるいは海民の關係におきましては、これはこの協同組合の運営だけでは、十分にその目的を達することができない。私は日本漁業の民主化をはかる方法といたしましては、独立生産者であるところの中小漁民に協同の生産組織を興えて、そしてより高度の生産機能をやらしめますと同時に、また賃金労働者であるところの漁民に對しましては、健全なる漁業労働組合の組織をつくらせまして、そして協同協約あるいは団体交渉を通じて分配の社会化をはかる。それを通じて漁業の民主化をはかるばかりではないかと考えるのであります。こういう面からいたしまして、独立生産者である中小漁民は、この協

同組合によつて民主化の方向を徹底し得ると思ふのであります。しかしながら賃金労働者である漁民の面におきまして、政府は漁船船員法であるとか、あるいはその他の漁業労働者の労働立法を新たに制定されまして、そして本組合法案と両々相まつて、日本の漁業の民主化をはかる御意図があるかどうかという点をお伺ひしたい。

○周東國務大臣 漁業従事員といひますか、漁業労働者に対する今後の施策をどうするかというこの御質問であります。ただいまのところ、特に漁業労働者といふもののためだけに、特別な労働法規をつくるという準備には至つておりません。漁船船員保険についての問題であります。これは今船員保険法というものがあつて、この中には多分に漁業の特殊性、漁船船員といふものに対する特殊性から考へて、いろいろの点においての不備な点があるやに考へております。これらにつきましましては、農林省といたしまして、強くその改正に關して要望し、努力して行きたい、かように考へております。

○鈴木(善)委員 次は、本法案におきましては、漁業協同組合と水産加工業協同組合と二つに分離して、また別系統としてこれを組織して行く、こういうことに相なつておるのであります。私は第二次加工以上の生産加工業につきましましては、この行き方もよいと一應考へるのであります。しかしながら第一次加工、塩干であるとか、あるいは塩蔵であるとか、あるいは素揚げであるとか、にほしてあるとか、いわば漁獲物の処理の段階に属すべき第一次加工を、特に漁業の面から切り離して、

生産加工の面にこれを別組織としてやつて行くということが、はたして漁村の有機的な経済を確立する上から言つて妥当であるかどうか、漁村に、このような漁獲物処理の範疇に入るべきものに一線を画して、二つの組織をつくるということは、漁村経済を破壊する結果になりはせぬかどうかということについて、政府は考へておられるか、この点をお伺ひいたします。

○周東國務大臣 ただいまのお話であります。これは單に塩干等の簡単な加工といふことのみならず、その他の第二次的な加工にいたしましても、これを漁村漁業者から奪つてゐる趣旨ではございません。漁業協同組合におきましても、みづからそこに組合員の漁獲物の加工、貯蔵、運搬等の仕事ができるようになっておると思ひます。でも、もし漁業協同組合において、それらの加工設備をもつて、漁業者が直接に漁獲したものを塩干その他加工をなすということ、進んでやり得る場合があり得る、かように御承知願ひます。

○鈴木(善)委員 私はそういう制限をしていくとかどうとかいう問題ではなくして、漁村に於ける生産加工業といふのは、大体大臣も御承知のように、第一次加工であります。漁獲物処理の段階に入るものが圧倒的に多い、そういう場合に、漁業協同組合のはかに加工協同組合をつくつて、そこに有機的な關係にあるものを一線を画して、別途の組織をつくることは、今後の漁村経済を破壊するおそれがないか、対立せしむるおそれがないかということについて、政府の御所見を伺つてゐるのであります。

○周東國務大臣 この点は土地々々の事情によつて、指導して行くことによつて、漁村経済の破壊というやうなことは起らない、かように考へております。大体今日までもおのずからその分野があると存じます。ことに漁村、漁民の指導にあたりまして、指導と申しますか自主的に進まれる面を見ております。その点については、かなりしつかりした基礎があるわけでありまして、たゞ基礎法と言ひますか、これが遅れたので今日動搖を來しておるやうではあります。この点はおそれがないではないか、かように考へております。

○鈴木(善)委員 次に現在のわが國の経済のあり方は、各般にわたつて統制が行われておるわけでありまして、この統制経済下における協同組合の機能が、あらゆる面で制約を受けることは必然であります。そこで協同組合を個々につくつて、そして漁民の経済的、社会的地位の向上ということを期待いたされましても、この協同組合の機能を制約する各般の統制がここにあらわけてあります。漁獲物の販賣の面におきましても、あるいは資材の配給の面におきましても、あらゆる面において統制が現在實施されております。現在のこの統制経済下において、協同組合の機能を十全に發揮せしめて、漁民の共同の福利を増すということについて、政府はこれらの統制法規との關係、協同組合の機能とかに調和されるか、それについて今後いかなる手を打たれる御方針であるかということをお伺ひたい。

○周東國務大臣 この点は統制といふものがしかれております。方法等に

ついで、おのずから制限を受けると思
います。しかしその制限の範囲内にお
いて、できるだけ利用者の団体が、
漁村に対して必要な販賣購買あるいは
利用事業、運搬事業等については、こ
の団体がなし得るように進めて行きた
い。かように思っております。要は根
本においては、だん／＼と時期を見て
統制をはずして行くということが窮極
の目的であると思ひます。たま／＼
この法律にも、実は今度は金融機関に
対して倉庫証券を発行して、倉庫業を
営むことができることになつておりま
す。漁獲物の耐久性を増したものに
ついては、倉庫に入れて倉庫証券を出し
て、金融あるいは担保をつけるという
ことが今度できております。これ自体
というものは、根本に自由な形にもど
さなければ死文に帰するものだと思は
れております。しかしこのことは將
來を見越してできた一つの方法であり
ますが、それらに對しても、加工
品等今日すでに統制をはずされておる
ものについては、ただちにこの制度が
活用できるのではないか、こういうふ
うに思つております。従つて繰返して
申しますが、現在の統制のもとにおき
ましては、やむを得ずその制限を受け
ますが、その場合におきまして、主
体性として漁村においては漁業協同組
合をできるだけ活用して行きたいと考
えております。

○鈴木(善)委員 この法案には全國的
な連合組織を認めておらないのであり
ます。しかしながらこれはおそらく経
済力集中排除とか、あるいは独占禁止
とか、漁業者団体法というふうな関係
からかと思つておりますが、経済行爲
をやらなところの指導とか連絡とか
調査とか、そういうような指導教育、
連絡調整の面だけを扱うところの経済
行爲をしない全國的な連合組織という
ものは認めていいのではないか、この
点について、それを認められないいか
なる理由が存在するかということを持
たい。

○周東國務大臣 まことに御意見ごも
つともでありまして、私も前から見ま
すと、ほんとうに農業者も漁業者も、
その自己の事業の振展のためにも、だ
んだんと連合組織をつくつて、中央的
組織のある方がよろしいと考えるので
ありますが、お話のように事業の集中
排除という事柄と関連いたしまして、
これが認められておらぬようでありま
す。ことに全國的な地区につきまして
は、ただいまのところ／＼な事情
のもとに許されておられません。また
まお話のように、それなら経済的行爲
を行わないで、指導団体としてならば
よくはないかということも、第二義的
には御意見ごもつともであります。個
人としては同感であります。いろいろ
さういふ点も、ただいまのところは
むずかしいような状況になつておりま
す。これは今後の努力によつてその道
をあけることにいたしたいと考えま
す。

○鈴木(善)委員 本法案の内容中、漁
業生産組合に関する條項は、最も進歩
的な面であるとおわれ／＼非常に敬意を
表しておるのであります。しかしなが
らこの生産組合の組織は、資金あるい
は漁船、漁具等の生産手段が社会化さ
れて、これに付與されなければ、いわ
ゆる佛をつくつて魂を入れない結果に
相なると思つてあります。過去にお
ける労働者生産組合等の歴史等を見た
場合に、これらが失敗しておりますの
は、多くの場合、資本主義制度のもと
において、こういう労働者に対する金
融その他の措置が、十分に行われてい
なかつた、こういう面に私はあると思
うのであります。政府が今回漁業生産
組合を特に設けられたゆゑのものは、
中小漁業者の労働の生産性を高く
評價されまして、これを基礎として日
本の漁業の民主化、漁業生産力の發展
を大いに期待されるところがあつたと
思つてあります。これに對して、政
府は資金並びに漁船、漁具等の優先的
な付與について、具体的な措置を講ぜ
られておるかどうか。今後共同金融の
問題について、農林中央金庫から獨立
させまして、漁業組合金庫であると
か、あるいは水産金庫であるとか、そ
ういふ独自の漁業の実態に即する漁業
共同金融の途を開かれる御方針をお持
ちになつておるかどうか。さらにまた
これ等の中小漁業者の共同の生産組織
を持たせまして、漁業の特殊性から
いたしまして、ここに保険制度が確立
されない場合は非常に危険であると思
うのであります。私もこの漁業生
産組合の育成、助長と合せて、
政府が特に漁業保険制度をすみやかに
制定することを期待するのであります
が、これに對する政府の御準備を伺
いたと思つてあります。特に漁業権
制度の改革におきまして、専門漁業権
を今度根つき漁業権として、海洋漁
業権等は専用漁業権の内容からこれを
はずすといふことになりました場合
に、中小漁業者が漁船、漁具等の生産
手段、金融の途が開かれない場合に
は、その自分の地先の洞遊魚までも、
資本的な漁業会社等の手によつてどん

どん荒らされてしまふ。地元の漁業者
はこれを拱手傍觀するのほかにない。
こういう危険がここにあるのでありま
す。私もこれは、漁業権改革によつて專
用漁業権の内容から排除され、生産が
自由調達にでき、生産力の發展が期待
されます一面、もしもこの沿岸の中小
漁業者に生産手段を與えるところの金
融その他の措置が十分に用意されなけ
れば、これはきわめて危険なことであ
る。こう考えるのであります。政府
にその具体的な御準備が、ありやいなや
ということをお伺いしたい。

○周東國務大臣 まことにごもつとも
な御意見でありまして、お話の通り、
生産組合ができまして、金融なり資
材の面について確保できなければ、中
小業者であればあるだけ漁業の統制が
むずかしいと思ひます。これにつきま
しても、先ほども申しましたように、
金融が一番中心をなすものであるか
ら、それ／＼事務当局の方でも案を研
究しております。これは先ほども申し
ましたように、いづれ委員会等におい
て参考資料としてお示しをして、御相
談を願うといふことで行きたいと思ひ
ます。

漁業保険の問題であります。これは
は保険の難事中の最も難事だと思つて
あります。すでに農業保険というよ
うなものがあるにありますが、これに
も、これは收穫保険といふものにはな
り得ない。しかしあの方々は、まだ海と
運いまして陸上にまいて、これができ
るというところについての関係は、天災
の関係からある程度の見込みがつく
のであります。魚の泳いでいるところ
をどこまで確保できるかといふこと
については、一般的にはなかなか／＼むずか
しい問題があると思ふ。漁船保険のこ

とき確定したものに向つての保険はや
さしうございしますが、漁業の收穫保險
というものは、ずいぶん前から考えら
れておるようでありまして、困難な点
があるようであります。しかしまあ人
間の知恵でいろいろ考へてみて、何が
しかの特殊な形態をつかむことができ
ぬか。被保險物として何を考へ、どれ
ぐらいのものを其の保險的に考へるか
といふことは、考慮すべき問題だと思
ひます。現に事務当局にはいろいろ／＼研
究した試案もあるようであります。そ
ういふこともいろいろ／＼金融と関係する
問題であると思ひますから、小委員会
等でお示ししつゝ、ともにつくつて行
つたらどうかとも考へております。

○鈴木(善)委員 ただいまの大臣の御
答弁で意は大体盡しておると思つて
あります。この際私の希望を申し上げ
て置かざるを得ないと思つて、
げまして質疑を打ちたいと思つて
あります。それは漁業の保險制度のこ
とであります。これは大臣のお話の
通り非常にむずかしい。しかしわれわ
れとしては、漁具等の損害保險程度の
ことはぜひこれをやつてほしい。特に
漁業権の改革によつて、漁業権の免許
料等が上るはずであります。これをぜ
ひ関係当局、関係方面と協力に御折衝
をいただきまして、その財源を特別会
計として、これを基礎としてここに定
置漁業等の保險制度を確立していただ
きますように、大臣の特殊の御盡力を
お願いしたい、こう思つております。
以上で質疑を打ち切ります。

○西村委員長 それでは本日の會議は
これをもつて閉じることにいたします。
明日の日程は本日の議題と同日程
でございますから、さよう御承知おき
を願ひます。散會いたします。

午前十一時五十三分散會

昭和二十三年十二月八日印刷

昭和二十三年十二月九日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局